
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和4年下川町議会定例会を再開し、3月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴人数を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、2番 中田豪之助 議員及び3番 大西 功 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和4年下川町議会定例会3月定例会議の運営について、去る3月1日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

3月定例会議の提案事項については、町長提案が29件で、内容は、令和5年度予算編成方針及び教育行政執行方針、行政報告5件、条例改正5件、条例廃止1件、一般議案2件、補正予算7件、令和5年度各種会計予算7件、報告1件でありました。

また、議会提案は1件で、内容は委員会報告1件であります。

これらの状況を考慮し、3月定例会議の審議を要する期間については、本日3月6日から16日の11日間とすることとし、本会議については、本日6日、14日及び16日の3日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。条例改正の「下川町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例」、「下川町いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例」、補正予算の「令和4年度下川町一般会計補正予算（第10号）」及び「令和4年度下川町病院事業会計補正予算（第4号）」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

また、令和5年度下川町各種会計予算7件は、予算審査特別委員会を設置して審査を付託し、今定例会議中の9日、10日及び13日の3日間の日程で審査をしていただくことにいたしました。

その他の町長提出案件18件、議会提案1件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問についてですが、14日に行い、通告期限は3月7日午前10時までとしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、3月定例会議の審議を要する期間については、本日6日から16日までの11日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、3月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日6日から16日までの11日間といたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。
報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 町長より、「令和5年度予算編成方針」の表明がございます。
町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。令和5年度の予算編成方針を述べさせていただく前に、本定例会議開会に当たりまして、議員各位並びに町民の皆さまに一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

弥生三月の声を聞き、日を追うごとに気温も高まりつつ、春の訪れが待ち遠しい季節になってまいりました。

また、国内で発生した新型コロナウイルス感染症においては、発生後既に3年が経過し、これまで全国各地において住民の暮らしや地域経済に大きく影響を及ぼしてまいりましたが、この間、国民の感染予防意識も高まり、全国的にも感染者が減少傾向になっているところでございます。

さて、このような折、議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会議に御出席賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。本日、定例会議に提案させていただく議案及び報告は、条例案件6件、単行案件2件、予算案件14件、報告案件1件の計23件であり、そのほか5件について行政報告をさせていただくものであります。

議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、令和5年度予算編成方針を述べさせていただきます。

令和4年下川町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、令和5年度の予算編成方針の概要について申し上げます。

私は、平成27年5月に町長に就任以来、8年間、「幸せ日本一」を念頭に、多くの町民の皆さまの参加や御理解、御協力をいただきながら、今日まで様々な取り組みを進めてまいりました。

御承知のとおり、今年4月に第20回統一地方選挙が実施されるところであり、予算編成に当たりましては、町民の生活に支障がないよう、継続事業を中心とした骨格予算を編成したところであります。

本年度の予算規模は、一般会計で52億9,700万円、対前年度比1.0%増、下水道事業特別会計で3億7,963万円、対前年度比0.9%増、簡易水道事業特別会計で15億1,306万円、対前年度比172.6%増、介護保険特別会計で8億4,878万円、対前年度比0.9%減、国民健康保険事業特別会計で4億8,972万円、対前年度比9.4%減、後期高齢者医療特別会計で6,577万円、対前年度比1.5%減、病院事業会計で6億2,955万円、対前年度比1.5%増、7会計総額では92億2,351万円で、対前年度比11.6%増となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いておりますが、第6期下川町総合計画に基づき、計画的で効果的、効率的な予算執行を進めるため、総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げたいと思います。

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で、安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、高齢者等が安全で安心して自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、共生型住まいの場「ぬく森」の運営を適切に行うとともに、在宅における介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、必要な人材の確保と育成を行うことで、直営による福祉施設運営の強みをいかして「地域包括ケアシステム」の推進を強化してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度については、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後もきめ細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業については、町民の皆さんが住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるよう、第8期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

新型コロナウイルス感染症に対しては、町民の不安の払拭や生命と健康を守るため、最大限の努力を講じてまいります。

このほか、高血圧、肥満による重症化が多い当町の実態から、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸とQOL…いわゆる生活の質の維持・向上を目指し、町民の

健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりに関係部署・機関との連携に努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種については、医療機関と連携し、被接種者が予防の有効性を理解した上で、効果的に接種ができるよう努めてまいります。

第4は、医療対策であります。

町立下川病院は、町民の日常の医療を担う「かかりつけ医」及び超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を担いながら、訪問診療・訪問看護による身近な医療、患者サービスの向上に努めてまいります。

また、名寄市立総合病院との医療連携ネットワークをいかして、機能・役割分担を図るとともに、在宅等への復帰支援や町内福祉介護施設との連携を継続し、町民が安心して医療が受けられるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、国の動向を確認しながら、患者対応と院内における感染対策に取り組んでまいります。

また、「病院経営強化プラン」を策定し、病院事業会計の財務状況の健全化を進めるとともに、将来の人口等を見据え、地域の事情を踏まえた役割と運営体制など、上川北部区域地域医療構想調整会議と連携しながら経営改革に取り組んでまいります。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護予防事業の取り組みに努めてまいります。

また、日常生活支援、介護サービスなどについての相談支援、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進のほか、下川町社会福祉協議会と連携し、人感センサーと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めてまいります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心した在宅生活を送れるよう施策を推進してまいります。

また、認知症の予防、普及啓発など、住民同士で支え合いのできる地域づくりを推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営については、地域における介護サービス及び地域福祉の要であることから、適正にかつ持続可能な運営を図ってまいります。

また、老朽化が進む施設設備等の適切な改修、設備更新を年次的に進めるとともに、ICT化や各種センサー等の環境整備を行うなど、充実したサービスの提供に努めてまいります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

下川町認定こども園「こどものもり」においては、教育と保育の拡充と、保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、次代を担う子供一人一人の子育てを地域全体で支援していくため、子育て世代包

括支援センターによる相談対応や、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び子育て支援を推進するとともに、要保護児童等への相談支援機能を拡充する「こども家庭センター」の設置に向けて、関係機関と調整を図ってまいります。

なお、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実を図るなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設の運営については、利用者の重度重複障がいや高齢化等に対応した支援の充実を図り、生活支援員等の確保と人材育成により、サービスの向上に努めてまいります。

また、学園の入所者、グループホームの入居者が、安全・安心で快適に生活できる環境づくりに努め、一人一人に寄り添い「自分らしく」生き生きと過ごせる機会の提供に努めてまいります。

第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは方針の一端を申し上げたいと存じます。

第6期下川町総合計画の将来像を達成するための7つのありたい姿の一つ、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を実現していくために、教育施策の目標や基本方針を定めた「第2期下川町総合教育大綱」に基づき、次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育についてであります。

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、5類感染症とする政府の方針を受け、新型コロナウイルス感染症対策については、学校において、感染拡大防止を引き続き行っていくとともに、教育活動を両立させていくため、全ての子供たちの可能性を引き出し、学びを止めないようにする取り組みを進めてまいります。

これを実現する手段の一つとして、教育ICT化推進アドバイザーやICT支援員の配置のほか、学校内外で活用することができるICT端末の環境整備と積極的利用に努めてまいります。

次に、下川商業高等学校の支援につきましては、地域学校協働コーディネーターを派遣し、地域とともに取り組む特色ある学校づくりの充実につなげてまいります。

第2は、生涯学習についてであります。

町民の皆さまが潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果をいかせる環境づくりが重要であり、生涯各期における学習機会の提供と自主学習を推進するとともに、スポーツ・文化活動も含め、民間団体活動の充実を図ります。

特にポストコロナ時代においては、新しい生活様式の状況を踏まえ、感染対策を行いつつも生きがいを創り出す事業を展開してまいります。

第3は、生涯スポーツの振興であります。

町民の皆さまの健康に関する意識が高まっている一方、体力の衰えに不安を抱える町民も数多くいることから、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり体験会等、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、各種競技大会の内容やスポーツ少年団活動等の支援内容を充実するとともに、安全・安心に活用できる環境を整備してまいります。

さらに、ノルディックスキー競技において、本町出身選手が国内外の大会で活躍していることが、町民に夢と感動と勇気をもたらしていることから、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き専門指導員を中心に、幼小中高一貫指導による選手の育成強化と学校への支援を進めてまいります。

第4は、芸術・文化の振興であります。

地域に根ざした個性あふれる文化活動の支援内容を充実するとともに、質の高い芸術文化にふれる機会を提供してまいります。

また、町民の皆さまの郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため文化財の保護及び活用に努めてまいります。

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の14項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

人口減少や少子高齢社会の到来、空き家・空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえた「都市計画マスタープラン」を基本として、有効な土地利用、市街地づくりを進めてまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、幅広い年齢層による自然とのふれあいやレクリエーション等の多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用できるよう適切な維持管理に努めてまいります。

第3は、住宅対策であります。

多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な公営住宅等の整備や改修等により、住環境の整備を進めるとともに、個人住宅の建築や改修等の支援を行い、効果的な住宅施策を推進いたします。

また、空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や安全で安心な暮らしを確保してまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の維持補修や橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備に努めてまいります。

第5は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、除雪機械を更新し、効率的かつ効果的な「除排雪事業」に努めるとともに、宅地における排雪処理を支援するため、「自主排雪支援事業」を実施し、快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、下川浄水場整備事業を推進するとともに、適切な維持管理に努めてまいります。営農飲雑用水施設につ

きましても、年次計画に基づいた改修を実施し、適切な維持管理を行ってまいります。

また、令和 6 年度に予定している公営企業法適用に向けた移行事業を推進するとともに、移行に向けた実施体制の整備を進めてまいります。

第 7 は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理を行ってまいります。

また、令和 6 年度に予定している公営企業法適用に向けた移行事業を推進するとともに、移行に向けた実施体制の整備を進めてまいります。

第 8 は、公共交通の対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保とともに、地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全で安心な暮らしを確保し、利便性の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用し、地元商店等からの宅配を実施し、住民の生活支援及び地域公共交通の維持のための実証・事業化を進めてまいります。

第 9 は、環境保全の対策であります。

1 点目は、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボン）のまち」の取り組みであります。

私たちの地球は今、地球温暖化に伴う「気候変動」によって、重大な危機に直面しており、台風などの想定外の甚大な自然災害が多発するとともに、今後においても、深刻な食料の不足など、様々な影響が危惧され、これからの「未来世代」に豊かな地球を引き継ぐことが困難になると懸念しております。

パリ協定では、世界の平均気温上昇を 1.5℃以下にすることなどが示され、2050 年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする必要があるとされ、国内においても、2050 年までの二酸化炭素の排出実質ゼロ、2030 年度の削減目標として、2013 年度から 46%削減など、脱炭素社会を実現するため、地域脱炭素ロードマップが示されたところであります。

下川町は、循環型森林経営の取り組みを基盤に、環境モデル都市、環境未来都市、バイオマス産業都市、SDGs 未来都市等の選定等を受け、これまでも二酸化炭素排出削減や森林の吸収など地球温暖化防止につながる先駆的な取り組みを進めてきたところであります。

今後におきましても、先人が守り育てた自然、英知、歴史や文化、伝統を未来世代に引き継ぐため、ともに学び、力を合わせ、支え合いながら、本町の財産である森林(もり)と大地と人を守り育て、地域資源をいかした取り組みを進めることによって、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボン）のまち」を達成するため、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するとともに、その実現に向け、取り組みを進めてまいります。

2 点目は、廃棄物処理及び公衆衛生対策であります。

本町における廃棄物処理及び公衆衛生対策としては、環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、

不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されておりますが、過大な維持管理費などが課題であったことから、次期一般廃棄物中間処理施設の整備を推進し、令和9年度の稼働を目指してまいります。

さらに、昨年度に引き続き、飼い主のいない猫の増加を抑制するため、不妊去勢手術に要する経費を助成し、動物愛護とともに生活環境の改善を図ってまいります。

第10は、交通安全・防犯の対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、町民一人一人の交通・防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

また、運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による事故を防ぐため、関係機関とともに高齢者の運転免許証自主返納を推進してまいります。

第11は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、遊休品の資源化による埋立ごみの減量化や地域コミュニティを醸成するため、消費者協会が運営する「ばくりっこ」を実施し、地域のにぎわいを創出するとともに、消費生活セミナーの開催を通じて、環境や社会に配慮した消費行動を推進してまいります。

第12は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、救急車の更新及び消火栓の更新・移設を進め、消防装備及び消防施設整備を図り、消防力の充実強化を推進してまいります。

さらに、様々な救急事案に対応するため、感染防止対策を徹底し、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第13は、危機管理であります。

近年、各地において甚大な被害が発生していることから、防災訓練等を実施し、自助、共助など町民の防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者個別計画の策定及び自主防災組織の結成を推進してまいります。

第14は、情報化の推進であります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、町民の皆さまが容易に情報を受けられるようIP告知端末やLINE、地デジ広報を活用した情報提供を実施するとともに、引き続き情報提供方法等について調査研究してまいります。

次に、第4点目の「産業」であります。次の4項目を重点に推進いたします。

第1は、農業振興対策であります。

コロナ禍による経済社会への影響が長期化する中、歴史的な円安やロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰は、電気料金をはじめ肥料や飼料、資材など、様々な生

産コストに影響を及ぼしており、経営環境は深刻な状況にあります。また、総人口の減少による就業者不足や高齢化、外国人技能実習生の渡航制限に加え、米政策をはじめとした農業政策の改革など、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、また大きく変わりゆく時代の中にあります。

このような情勢に対応しながらも、下川町らしい農業を営まれる皆さまを下支えするため、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策の推進であります。

農業振興は、地域の活力を維持するために極めて重要であることから、関係機関と連携し農業者を支援してまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。

農村が持つ多面的な機能が発揮できるよう、日本型直接支払制度や環境保全型制度を活用して集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進するため、指定管理による土壌改良施設の効果的な運営に努めてまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用の集積化を図るとともに、畜産担い手育成総合整備事業により基盤整備を行い、安定的な自給飼料の確保を図ってまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

施設園芸作物の生産向上を図るため、フルーツトマトの半養液栽培に対して支援するとともに、生産体制の効率化及び拡大を図るため、環境モニター機器の導入など、スマート農業を推進してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労務を軽減するため、酪農ヘルパーの運営を支援してまいります。

町営サンル牧場は、道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区の実施による良質な粗飼料の生産及び、指定管理者による飼養コストと労働時間の軽減を図り、経営安定化に資する施設として運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大のため、生産者の利活用を支援してまいります。

農産物加工研究所は、特産品であるトマトジュースを安定的に生産し、販路の拡大や経営の効率化を図るとともに、民間移行を目指して関係事業者との協議と機械設備等の整備を進めてまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

中核的農業者の活動促進や育成を図るため、下川町農業振興基本条例に基づく支援を行うとともに、下川町新規就農者等に関する条例に基づき、新規就農者の支援や事業承継に取り組んでまいります。

また、担い手を確保するため、新規就農予定者を積極的に募集し、農業後継者の育成を支援するとともに、一人就農者の団地化を図り共同で就農できる体制の構築を図ってまいります。

第2は、林業・林産業対策であります。

林業・林産業においても、長引くコロナ禍による自粛傾向が経済社会に影響を及ぼす中、米国などに端を発したウッドショックにより国産材の需要が高まり、木材価格は高止まりしておりますが、反面、急激な円安は資材等の高騰を招き、住宅をはじめとする木造建築物の着工数が減少しているほか、燃油価格や電気料金などエネルギーコストの高騰が経営を圧迫するなど、厳しい状況に直面しております。

このため、豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、雇用の確保、木材産業の安定化と地域経済の活性化を図るとともに、エネルギーの地消地産に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施、国有林と連携した共同の原木ストックヤードを管理運営し、地域への機動的な木材の安定供給による地域林業・林産業の活性化を進めてまいります。

また、町有林の資源構成を充実させるため、民有林野の購入を進めるとともに「下川町林業振興基本条例」に基づき、私有林整備支援事業を推進してまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、地域林業の振興を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材確保・育成に向けて、旭川農業高校森林科学科と関係機関との協力体制を強化し、森林施業実習や町内林業事業者へのインターンシップ等の受入れなどを継続するとともに、北海道、上川北部地域、地域林業・林産業事業者と連携し、北海道立北の森づくり専門学院生の地域実践実習等の受入れを行うほか、中学生・高校生向けの職業教育に協力し、地元の就労につながる活動を進めてまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

林業・林産業の振興を図るため、「下川町林業振興基本条例」に基づく設備投資への支援を実施するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへの支援により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んでまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

「2030年における下川町のありたい姿」の目標である「エネルギーの地消地産、脱炭素社会」の実現に向けて、再生可能エネルギー導入促進ロードマップ導入方針の具体化に向けた調査・検討を進めてまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

また、下川らしい森林文化の創造に向けて、引き続きチェーンソーアートへの支援を行うとともに、大会により制作された作品をより魅力ある展示物として公共施設等に配置してまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

野生鳥獣による生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、下川町有害鳥獣被

害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保に向けた支援を引き続き実施してまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、野生動物への理解を深めるための普及啓発や、野生動物の生息環境保全などの予防活動、住民の皆さまの生活圏と野生動物の生息域の棲み分けや共存につながる活動等を行い、私たちの暮らしを守る一方、生き物を守る取り組みも進めてまいります。

第4は、産業であります。

人口減少、産業の衰退による経済規模の縮小が懸念される中、次の2点を重点的に推進してまいります。

1点目は、産業振興であります。

中小企業振興基本条例に基づき、経営基盤強化、起業化促進、事業承継や資金調達など中小企業を下支えするとともに、「下川町産業活性化支援機構」を中心に、総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチングなど関係機関と連携して取り組み、地域産業の振興と雇用の維持・創出、並びに地域経済の活性化を図ってまいります。

また、商工会と連携して、行政ポイントの発行と普及啓発を行うことで、消費の域内循環と政策効果の向上に努めてまいります。

加えて、特定地域づくり事業を実施する事業協同組合を支援し、地域全体での雇用創出、人材の確保に努めてまいります。

次に、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社や王子ホールディングス株式会社等との円滑な事業推進のため、連携を強化するとともに、森林（もり）づくりパートナーズ基本協定を締結している企業等との経済交流拡大を進めてまいります。

次に、観光の振興であります。

アイスクャンドルミュージアムなどの四大イベントを核とした交流人口の拡大や体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、水源地域ビジョンに基づき、サンルダム周辺整備事業や名寄川地区かわまちづくり計画と連携したサイクリングツーリズムの検討を進めるとともに、地域資源を最大限にいかしながら、地域ブランド力の向上や受入れ体制の充実を図ってまいります。

また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、滞在型交流人口の拡大を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオビレッジであります。

地域活力を再生し、集落を創生するため、一の橋地域において、地域熱供給システムを活用した産業を創出するとともに、住民のコミュニティ形成などに取り組み、集落の自立性を高め、持続可能な社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、民間活力を活用し、安定的な運営を進めてまいります。

次に、雇用労働政策であります。名寄地区通年雇用促進協議会など、関係機関と連携して通年雇用対策等を進めてまいります。

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点

に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出し、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、町民の皆さまが主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「ありがたい姿」の7つの目標の実現や「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及展開活動を行ってまいります。

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期下川町総合計画につきましては、目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「ありがたい姿」の7つの目標の実現に向けて、限られた財源の中、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証を行うとともに、中期計画を策定してまいります。

また、デジタル技術を積極的に活用した業務の効率化と住民の利便性向上を目指し、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進してまいります。

第2は、持続可能な財政運営であります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を目指し、持続可能な財政運営を進めてまいります。

町税等につきましては、税負担の公平性を確保するため課税客体の把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手の取り組みなど収納率の向上に引き続き努力を払い、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、予算編成の概要を申し上げましたが、冒頭申し上げましたように、骨格予算として編成したところでありますが、できる限り行政の継続性を確保し、住民サービスの低下、地域経済の停滞につながらないよう配慮したところでありますので、議員並びに町民の皆さまのより一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、私からの予算編成方針とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で令和5年度予算編成方針を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 教育長より、「令和5年度教育行政執行方針」の表明がございます。

教育長。

○教育長（川島政吉君） 令和4年下川町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆さまの御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見られない中、感染法上の分類が5月8日から5類感染症に位置づけるという政府の方針が示されたところではありますが、4年目を迎える新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、新たな生活様式が定着しつつあります。

併せて、人口減少や少子高齢化に加え、グローバル化の進展により、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域社会における支え合いの希薄化、日常生活における情報化などが急速に進んでおります。

このことが多方面にいろいろな変化をもたらしていることから、教育委員会主催の事業・行事等についても町民一人一人が主体的に関わり、多様な人々と連携・協働しながら活力ある地域社会を創り出していけるよう、今一度運営方法や内容面を見直す必要があると考えております。

また、郷土の歴史や文化に誇りをもち、複雑多様化する課題と向き合いながら、地域の発展を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要となってきています。

さらに、第6期下川町総合計画の将来像を達成するための2030年における下川町のありたい姿の一つである「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を基本に、令和2年度に作成した下川町地域教育ビジョンとともに、第2期下川町総合教育大綱の基本目標を実現していくため、ポストコロナ時代を見据えた、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育と、続ける幸せだけでなく、変わる・新しい幸せを生む教育行政を今後も推進してまいります。

次に、教育委員会として令和5年度に重点的に取り組む施策について、6点申し述べます。

1点目は、変化の激しい社会を生き抜く力の育成についてです。

小中学校教育においては、児童生徒が自分の良さや可能性を認識して、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら生涯にわたって楽しく学び続けることができるよう、個性を生かし、可能性を最大限に伸ばすことにより、夢や希望をもち、変化の激しく予測困難な社会を生き抜く力の育成に努めていくことが重要であります。

これを実現していくためには、学校の教育活動においても、引き続き基本的な感染症対策を徹底した上で、児童生徒一人一人の可能性を理解し、伸ばす指導を工夫するとともに、学習の環境整備に努めることによって、学びを止めず、学ぶ意欲を高めていく必要があります。

具体的には、ICT推進アドバイザーやICT支援員により、ICTに関わる教職員の日常的な業務・学習支援の充実、配置した一人一台タブレットを授業で活用していくことができる学習環境の整備とともに、セキュリティ強化による遠隔・オンライン授業を行うことで、児童生徒の学びを保障してまいります。さらに、学校における働き方改革を進め、年齢に関係なく全教職員が人間性や創造性を高め、自らの授業のレベルを引き上げることができるよう、業務改善を通じた仕事の効率化などを図っていくこととしております。

また、整備しているICTにより、学習履歴や生徒指導上のデータ等を利活用すること

で、教師の負担を軽減するとともに、ICT活用による効果や意欲的に学ぶ児童生徒の様子を積極的に公開してまいります。

次に、「特別の教科 道徳」が道徳教育の要の時間として機能するよう、道徳的な価値を自分のこととして捉え、よく考え、議論するなど、指導方法の工夫改善を図ってまいります。

具体的には、参観日に「特別の教科 道徳」の授業公開を行うとともに、道徳推進教師が中心となって相手の気持ちや考えを思いやり、自分と異なる個性を受け入れ、助け合うことができる心豊かな児童生徒を育成する取り組みを計画的に実践し、その成果等を学校だより等によって公表してまいります。

さらに、生徒指導では、主に特別活動を通して、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒同士の好ましい人間関係、ひいては個性の違いを認め、尊重する関係を基本として、学校全体で支持的風土を醸成していきます。とりわけ、いじめ防止の取り組みについては、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識に立ち、どんな理由があっても、いじめは絶対に許されることではないことを理解させるとともに、学級担任が中心となつて行う定期的ないじめ調査や教育相談だけでなく、全ての教師が児童生徒に接するあらゆる機会を捉えた、いわゆる「チャンス相談」等や日常的に保護者・地域からの情報を受け入れ、事実確認を速やかに行うことにより、未然の防止と早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、組織的かつ速やかに対応するよう、各学校等への指導を徹底してまいります。

また、不登校の児童生徒への対応については、児童生徒の状態やニーズに応じて学習意欲の維持、向上等を図るため、学校内外において、ICTを活用した計画的な学習活動を行えるよう、支援の充実に取り組むとともに、学校や下川町認定こども園「こどものもり」、保健福祉課などの関係機関と連携を図りながら、社会的自立を目指し、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的なきめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、健やかな体づくりとしては、児童生徒の体力向上に向けて、全国体力・運動能力、運動習慣等調査など該当学年の客観的なデータを基に、全学年で保健指導及び保健管理の充実に努めるとともに、自らが心身の健康を大切にすることに気付き、運動することの楽しさを実感し、望ましい生活習慣を身に付けさせることができる体育科や保健体育科の授業改善と学校の特色を生かした体づくりの見直しを行ってまいります。

また、食に関する正しい知識と、地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等につながる健康教育を、栄養教諭と連携して小中学校で実践してまいります。

次に、学校安全につきましては、交通事故や災害等の発生時に児童生徒の安全を確保するために、教職員だけでなく、児童生徒自身も迅速・的確に行動することが不可欠です。

そのために、交通安全教室、防犯教室、防災教室により、児童生徒の意識啓発に努めるとともに、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒自身に危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせてまいります。

また、小学生のバス通学に関して、今年度から下校時のバス乗車場を、中学校と同じように、下川町民会館前から小学校の校地内に変更し、児童の安全確保に万全を期してまいります。

次に、特別支援教育につきましては、児童生徒や保護者の多様化する教育的ニーズに応

じた支援を行うことが大切であります。そこで就学前から、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育相談員による学習面や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と、必要に応じて外部の専門家による助言指導を受けるとともに、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援してまいります。

加えて、特別支援教育連携協議会による研修会や子育て講演会などを通して、関係職員だけでなく一般市民の皆さまも参加できる特別支援教育関連の今日的課題に対する研修会等の実施に努めてまいります。

2点目は、「地域とともにある学校づくりの推進」についてです。

小中学校教育の質向上を図るためには、教職員間や学校間の情報・行動連携と、教職員一人一人が個性・能力を十分に発揮できる環境整備だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協働して児童生徒を育む学校づくりを推進していく必要があります。

これを実現していくためには、学校が地域の教育力を、地域が学校の教育力をいかしていくことができるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)や学校支援地域本部事業で、互いに児童生徒の実態及び課題の共通認識を深め、また、地域学校協働活動の推進により、学校の教育活動と地域活動をつなげることで、地域の魅力や課題に触れる機会が生まれ、多様な体験活動が創出されます。これにより、児童生徒が自らやってみたいことに挑戦できる環境づくりを整備し、実践につなげていくことや、地域・学校・家庭が連携した場づくりを進めてまいります。

具体的には、小中学校の校長が作成した令和5年度の学校経営方針を踏まえた重点目標と、学校運営協議会が地域の願いとしてまとめた「下川を愛する児童生徒像」の中に、令和5年度の重点を位置づけた「義務教育9年間でめざす姿」を基本に、教育委員会、学校と学校運営協議会の3者が、小中学校の経営状況を共有し、協議を行いながら、一体となって児童生徒に「生きる力」を育成してまいります。

次に、地域に開かれた学校づくりとしては、地域学校協働活動推進委員を派遣し、小学校のクラブや中学校の部活動のほか、図書室の充実に向けた取り組みに加え、学校行事等の教育活動と連携した地域学校協働活動を推進してまいります。また、小中学校の教職員の専門性を生かし、相互に授業の乗り入れを実施してまいります。

さらに、中学校の部活動の地域移行に関しては、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の整備を図るため、まずは休日の部活動の移行を基本とした上で、地域指導者の確保や部活動参加の費用負担、活動場所の確保などの課題を整理し、今年度から7年度までの3年間で改革推進期間として捉え、部活動の地域移行に関する推進計画を検討してまいります。

次に、幼小の連携については、小学校入学当初において、幼児期に自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、情報の共有・連携を重視してまいります。

次に、下川商業高等学校への支援について申し上げます。

近年、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保は非常に厳しい状況であることから、引き続き、商業におけるスペシャリストの育成を目指した魅力ある学校づくりを支援していくことが重要であります。

これを実現していくために、学校が地域と共にある特色ある教育活動や生徒の個性を大

切に、能力や適性に応じた学習を進めていけるよう、本町として、直接支援できる環境を整備していく必要があります。

具体的には、課題研究授業などによる学校と地域との連携を支援する地域学校協働コーディネーターを派遣し、総合的な探究の時間における個別の課題研究を実現するとともに、下川商業高等学校コミュニティ・スクールとの連携・協働を確保し、地域と共にある魅力ある学校づくりの充実につなげていくことができるよう、存続維持・発展に向けた各種の振興策を進めてまいります。また、大学等に進学する下川商業高等学校の卒業生への支援として、就学資金助成事業を引き続き行ってまいります。

3点目は、「下川への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成」についてです。

児童生徒が発達段階に応じて、ふるさと下川の自然環境や地域の歴史・伝統・地域の人に触れ、地域の良さを学ぶことで、自分が得意とする分野や可能性を見だし、挑戦できる環境を整えていくことが重要です。

これを実現していくためには、地域を基盤としたキャリア教育に力を入れ、地域や地元企業等との連携協力により、一人一人の興味・関心を見つける機会をつくり、多様な大人との対話を通じた取り組みや、地域をフィールドとした実践を小学校から高校まで一貫して実施し、自律した社会人に向けて必要となる資質・能力の基盤を育むとともに、SDGsの考え方を身に付ける取り組みを継続して推進してまいります。

具体的には、令和4年度に改訂した社会科副読本「しもかわ」を活用しつつ、身近な自然を通して、学校だけでなく地域の大人たちから学ぶ機会を通じた教育活動を進めてまいります。

次に、児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、自分の思いや考えを気兼ねなく発信することができる心理的安全性を高めることができる集団づくりを進め、全ての教育活動の土台となるコミュニケーション能力の育成につなげてまいります。

次に、下川町認定こども園「こどものもり」から小・中学校、高等学校において、森林とのふれあいや林業体験などを実施し、系統的な森林環境教育を継続してまいります。

また、保護者の義務教育に係る費用の軽減として、学校教材費等助成事業を引き続き行ってまいります。

4点目は、「学びあい高めあう地域社会を創り出す生涯学習の推進」についてです。

町民一人一人が乳幼児期から高齢期までの生涯各期において学び続け、その成果を生かし、充実した潤いのある生活を送ることができる生涯学習の推進が重要です。

これを実現していくためには、生涯各期に限定することなく、異年齢集団における学習機会の提供と互いに学び合うことができる学習を推進し、スポーツ・文化活動も含め、民間団体活動の充実を図るとともに、気軽に楽しむことができる環境整備に努めてまいります。特にポストコロナ時代においては、感染対策を行いつつも、互いに楽しみ高めあい、生きがいを創り出す事業を展開してまいります。

具体的には、家庭教育において保護者が、子供の健やかな成長に必要な知識を学び、家庭の教育力向上に寄与するためのセミナーや体験講座などの学習機会を提供するとともに、親子のきずなを深める取り組みを実施してまいります。児童室においては、親子が安全で安心してふれあえる場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所を確保してまいります。

次に、青少年教育においては、人間形成の基礎がつけられる最も大切な時期であり、地域・家庭・学校が連携を深め、学校外で良好な教育環境を構築し、実践していく必要があります。そこで、継続的・計画的に実施している小中学生対象のキッズスクールや中高生の居場所づくり事業等による各種体験活動や自習学習等の充実を図ります。

次に、高齢者教育においては、ポストコロナ時代に即した内容となるよう、各種交流会や高齢者学級などの見直しを図りながら提供するとともに、高齢者がもつ知識、技能や経験を生かし、健康で生きがいのある充実した生活を送られるよう努めてまいります。

次に、図書室においては、日常の暮らしに役立ち、課題解決につながる図書資料の充実を図るとともに、読書を通じた主体的な生涯学習や活動を支援し、親しまれる図書室づくりを進めてまいります。また、読み聞かせや読書イベントなどにより、子供が本に親しみきっかけづくりや親子のふれあいを促進し、学校の図書室との連携を図りながら、読書環境の整備に努めてまいります。

5点目は、「豊かな心を育む芸術・文化の振興」についてです。

優れた芸術文化に接する機会を充実させ、町民一人一人の創造性を高め、心豊かで活力ある地域づくりにつながる芸術文化の振興が重要です。

これを実現していくために、町民による自主的・創造的な芸術・文化活動を支援するとともに、芸術文化に接する機会の提供や文化協会加盟の文化サークルと連携した町民参加型の事業を実施してまいります。

具体的には、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるため、積極的な伝承活動が行われております無形文化財である「上名寄郷土芸能」を永く後世に伝えるために支援するほか、町民がふれる機会を設けてまいります。

また、郷土資料については、データベースを基に台帳を作成し、管理をしているところですが、「ふるさと交流館」や「札天山収蔵館」の所蔵品を含め、そのあり方を再検討するとともに、公開しきれない郷土資料を保管している「旧菱光小学校」について、管理方法を見直してまいります。

6点目は、「誰もが楽しく健やかな心身を育む生涯スポーツの振興」についてです。

町民一人一人が、健康づくりやスポーツを通じて、楽しく心と体を鍛えることができる生涯スポーツの振興を図ることが重要です。

これを実現していくためには、健康の保持増進やレクリエーションを目的として、いつでも、誰でも、どこでも、気軽にできる生涯スポーツを推進していきます。

具体的には、基本的な感染症対策等、新しい生活様式に沿って、年齢や体力に応じ、安心して取り組んでいただけるスポーツ教室などを実施してまいります。

次に、競技スポーツにおいては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団、中学校・高校の部活動に対し、活動への支援を行うとともに、ポストコロナ時代を見据え、参加者だけでなく、運営者側にも安心して参加、運営していただける各種競技大会の開催などにより、保護者の負担軽減や競技力向上を図り、青少年の健全育成に努めてまいります。

さらに、ノルディックスキー競技においては、本町出身選手が国内外の大会で活躍しており、それが町民に感動と勇気と可能性をもたらしていることから、今後におきましても、幼少の裾野を広げる活動に力を入れるとともに、専門指導員を中心に、幼小中高一貫指導を継続し、世界を目指す選手の育成強化と学校への支援を推進してまいります。

社会教育施設やスポーツ施設においては、年間を通じた利用状況と関係団体や利用者などの意見等を把握し、今後の管理運営や整備等について検討を進めるとともに、老朽化の進んだ施設もあることから改修を行い、安全な利用に支障を来す箇所については、緊急性があるものとして修繕を実施してまいります。

以上、教育行政執行方針を申し上げましたが、先行き不透明なポストコロナ時代を乗り越えていくため、生涯を通して学び、考え、様々な困難に対応できる教育が求められております。

本年度におきましても、町長部局と緊密に連携しながら、いくつになっても、自分の良さや可能性を信じ、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら挑戦することによって、創意ある教育行政を執行し、本町の教育の充実・発展に取り組んでまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆さまの御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 以上で令和5年度教育行政執行方針を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 「行政報告」を行います。
町長。

○町長（谷一之君） 行政報告5件について、報告したいと思います。

1件目でございます。ふるさとづくり大賞の受賞について、御報告申し上げます。

ふるさとづくり大賞は、全国各地で「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体や個人に表彰されるもので、ふるさとづくりへの情熱や想いを高めるとともに、豊かで活力ある地域社会の構築を目的とするものであります。

この度、本町の持続可能なまちづくりの取り組みにつきまして、総務省「ふるさとづくり懇談会」から推薦を受けた北海道が申請主体となり、総務大臣に申請したところ、昨年12月21日に、本町を含む全国6自治体の地方自治体表彰が決定し、本年2月10日に表彰状が授与されたところであります。

今回の受賞は、先人をはじめ、これまで長きにわたる取り組みに対して評価されたものと認識しているところであり、今後におきましても、循環型森林経営をはじめとした経済・社会・環境の三つの側面から、持続可能な地域社会の実現を目指すとともに、「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向けて汗をかいてまいりますので、議員各位、町民の皆さまの特段の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2件目でございます。令和5年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げます。

消防行政につきましては、上川北部消防事務組合によって執行されているところでありますが、去る3月3日に、令和5年第1回上川北部消防事務組合議会定例会が開催され、令和5年度一般会計予算として、歳入歳出総額13億3,262万8,000円が議決されたところであります。うち、下川町分担金は2億176万円で、前年度対比1.8%の増となっております。

次に、下川消防費の歳入歳出予算は1億8,516万円で、前年度対比0.2%の増となりました。

主な事業といたしましては、装備備品で、空気呼吸器と空気ポンベの購入に100万円、消防用ホースの購入に61万円を計上しております。

また、消火栓の更新・移設として570万円、救急自動車の更新として3,500万円を計上し、消防力の充実強化を進めてまいります。

次に、昨年の下川町の火災及び救急の状況について申し上げます。

火災につきましては、建物火災3件、車両火災1件で、前年比で4件の増となり、今後とも町民への防火意識の啓発に努めるとともに、各事業所に対しても防火管理体制の指導強化を図り、火災予防を積極的に進めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数は144件で、前年比6件の減となっており、134人を医療機関に搬送しております。出動件数につきましては、ここ数年150件前後を推移している状況であり、今後も医療機関との連携体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を万全とし、救急救命士の処置拡大に伴う教育、救急隊員の訓練強化など、救急業務の高度化に努めてまいります。

次に、消防団の活動状況であります。昨年は、下川消防創立100周年の節目の年を迎え、記念行事・式典を行い、今後も住民の期待と信頼に応えるため、訓練と自己研鑽に励むことを誓いました。

消防団員の充足状況は、令和4年度につきましては、入団者2名、定数70名に対して、現在53名で、前年比同数となっております。消防団員の補充につきましては、依然厳しい状況であり、町民及び事業所等の理解を求めて、団員の確保に努め、今後とも地域防災の中核として、地域に密着した活動をしてまいります。

さて、近年は台風や豪雨がこれまでの常識を大きく超える大規模なものになっており、昨年も全国各地で記録的な大雨が降り、土砂災害等による犠牲者も出ている状況であります。幸いに、下川町では大きな災害は発生しておりませんが、近隣の中川町では震度5強の地震が発生するなど、災害はいつ襲ってくるか分かりません。少子高齢化が進んでいる現状で、災害時要支援者が発生することは、災害のリスクを更に高める要因となることから、消防の責務は一段と重要性を増しております。

このような状況を踏まえ、町民が安全・安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関と一層の連携を図り、地域防災力の充実強化に向けて努力してまいります所存であります。

以上、上川北部消防事務組合下川消防の概要について御報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしく願い申し上げます。

3件目でございます。名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

去る3月3日に、第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会が開催され、令和5年度一般会計予算について議決されたところであります。

令和5年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,060万6,000円とするもので、前年度比8.2%の減であります。

歳入では、分担金及び負担金で5億6,564万1,000円、使用料及び手数料で4,956万7,000円、国庫支出金で4,207万8,000円、繰越金で2,309万8,000円などです。

次に、歳出では、議会費で77万3,000円、総務費で2,313万4,000円、衛生費で6億5,612万3,000円のほか、公債費で7万6,000円、予備費で50万円であります。

なお、各市町村負担金につきましては、し尿処理部門で8,911万5,000円、炭化処理部門で2億4,836万9,000円、埋立処理部門で8,323万4,000円、次期一般廃棄物中間処理の整備に向けた一般廃棄物処理施設建設事業部門で1億4,492万3,000円であり、本町の負担金につきましては、合計で3,790万4,000円であります。

以上申し上げまして、名寄地区衛生施設事務組合の概要について御報告申し上げましたが、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4件目でございます。令和5年度上川教育研修センター組合の概要について、御報告申し上げます。

本研修センターは、上川管内4市19町村で構成し、教職員等の資質向上を図るため、学校教育並びに社会教育関係指導者の教育活動にかされる実務的研修や実践交流等の事業を進め、着実にその成果を見ているところであります。

令和5年度においては、これらの事業を推進するため、総額2,977万4,000円の予算を計上し、さきの組合議会で議決されたところであります。

なお、組合総予算に占める平常運営費負担金の総額は、約86%の2,550万円となっております。そのうち本町の負担分は29万5,000円であります。

以上、上川教育研修センター組合の概要について御報告申し上げましたが、詳細については、別紙に参考資料として添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後、5件目でございます。指定金融機関について、御報告申し上げます。

町では、地方自治法第235条第2項の規定による金融機関を「北星信用金庫」に指定し、町の公金の収納及び支出の事務を取り扱っていただいているところであり、引き続き令和5年度におきましても、双方に異存がなく、また、従来の実績等を十分考慮し、契約に基づく自動更新をすることといたしましたので、議員各位の御了承をいただきたく、御報告申し上げます。

以上、5件の行政報告とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第7 議案第56号「下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第56号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、公営住宅整備事業において、今年度除却した住宅に係る条例中の別表を一部改正するものであります。

事業の概要について御説明申し上げますと、元町団地の現地建替えにおいて、昭和53年度建設の簡易耐火平屋建て1棟4戸、床面積238.96㎡の除却を行ったため、別表から

削除するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど
お願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 56 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 8 議案第 57 号「下川町営住宅使用条例の一部を改正する
条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 57 号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例につ
いて、提案理由を申し上げます。

本案は、今年度南町に建設した町営住宅の使用料の設定に伴い、条例中の別表に当該住
宅の項目を追加するものでございます。

事業の概要について御説明申し上げますと、建設した住宅は、木造平屋建て 1 棟 1 戸、
2LDK80.08㎡となっております。

この住宅の家賃につきましては、公営住宅の家賃算出方法を参考として設定しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 57 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 9 議案第 58 号「下川町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 58 号 下川町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在の定数は、平成 17 年に改正されて 11 名になりましたが、当時の農業経営者数に比べ近年の農業経営者数は減少しており、上川北部市町村農業委員の定数を参考にしながら定員数を検討してまいりました。

本年1月24日に「下川町農業委員定数検討委員会」を開催して、定数について御検討いただいた結果、見直しが必要であること、本町の農地を4地区に捉え、各地区におおむね2名の委員により担当していただくことが妥当であると御意見をいただいたところであります。

これらの状況を踏まえて、農業委員定数を11名から8名に改正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 農業委員会の委員の数が11名から8名に…少なくしたいという提案でございました。人数が減るということは大変大きな事でございまして、従前どおり適正な審議がしっかり行えるかどうか、その部分を確認したいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 人数は11名から8名ということで減少いたしますが、下川町全体の農業…農地の部分について、農業委員さんの果たす役割というのは変わるわけではございませんし、提案理由でも申し上げたとおり、町内4地区に分けた上で、おおむね2名ずつの配置をしていくということでございますので、これまでどおり管理・運営ができるというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回は農業委員会ということなんですけれども、同じように下川は…人口が減ってたり…様々な状況が変わっているということもあります。これに伴って、ほかの…様々な委員会ですね…町が設けている委員会、これらについての定数の見直しとか、そういったところについて町として検討されているのか、そういったところも話題となっているのか、このあたりについてお示してください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 個々…具体的にはお答えしませんが、それぞれの委員会などについて、役割、それから担当する範囲等がございますので、それについてはそれぞれの委

員会などで個別に対応、判断をしていただいて、必要があれば定数、定員の見直しなどもしていくことになるかと思えます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 58 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 10 議案第 59 号「下川町国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 59 号 下川町国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、昭和 48 年度から平成 3 年度まで農地造成等の基盤整備を行い、持続可能な農業生産基盤を構築することを目的に実施した事業に伴う負担金徴収について提案した条例について、全ての受益者分担金の徴収が終了したことから、本条例を廃止するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 国営土地改良事業の負担金の徴収ということで、これについて廃止する条例提案でございました。これ…何年間…徴収にかかった年数があったのか。また、全体の徴収額が幾らだったのかをお聞きします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。昭和 48 年から平成 3 年までの事業期間でありました。この期間、それぞれ地区地区で事業完了をしてということもありましたが、完了してから…平成 3 年からの徴収となっております。昨年度をもって終わっている状態でございます。あと、徴収した金額につきましては…総額 151 億

円の事業となっております、徴収させていただいた金額が 15 億円となっております。
以上です

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 59 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 11 議案第 60 号「下川町いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 60 号 下川町いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町いじめ防止対策推進条例第 28 条に定める、下川町いじめ問題対策専門委員会について、非常勤の特別職である同委員会の委員の報酬が規定されていないことから、本条例の附則において、非常勤特別職の報酬を定めている、下川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例にその額を規定し、併せて本条例に、費用弁償等の処遇などを規定することにより、専門委員会の対象となるいじめ事案が発生した場合において、より迅速・的確な対応を可能とするものであります。

主な改正内容につきましては、委員の報酬の規定のほか、専門委員会の委嘱対象の明記、

委員の必要経費の支給の規定、調査委員の選任規定などを行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 60 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 12 議案第 61 号「下川町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 61 号 下川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の規定に基づき、改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第 7 条第 1 項の出産育児一時金について、政令の規定に基づき、「408,000 円」を「488,000 円」に改めるものでありまして、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 今回、国民健康保険条例の一部改正ということで提案がございました。配布されております説明資料を見ますと、3 万円を必要に応じて加算するというふうなことがあります。加算というのは割と頻繁に起きるものなんでしょうかというのが 1 点。

もう 1 点がですね、自治体によって扱いは違うかと思うんですけども、下川町はこの国民健康保険条例の改正ということで、運営協議会…こういったものを通して、こちらについての議論、あるいは確認といった作業…諮問というんですかね、この改正について、

そういったプロセスというのを経た上での今回の条例改正といったことになったのでしょうか、2点お伺いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えさせていただきます。先ほど言いました3万円の件につきましては、これは上限額の事でありまして、上限額というのはですね…産科医療補償制度…これの3万円というのが上限額に設定しております。通常はですね、この加算額というのは1万2,000円ということでございますので、この加算額については変更はございません。今回は、その加算額ではない部分についての引上げということで、40万8,000円から48万8,000円に変わるものでございます。

それから、今回の国民健康保険条例でございますが、国保に関しましては、町の国民健康保険事業の運営に関する協議会というものがございます。この中でですね、今回、国の健康保険施行令…これの改正に合わせて、本条例につきましても40万8,000円から48万8,000円に繰り上げるというような説明をいたしまして、了承を頂いているというところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第61号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 議案第 62 号「下川町道路線の廃止について」及び、日程第 14 議案第 63 号「下川町道路線の認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 62 号 下川町道路線の廃止について及び、議案第 63 号 下川町道路線の認定について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、道路法第 8 条及び第 10 条の規定により、町道路線の廃止及び認定を行うものであります。

廃止する路線は、サンル 12 線で、認定する路線は、サンル 12 線、21 世紀幹線、上名寄幹線、上名寄 14 線支線の 4 路線であります。

サンル 12 線の一部の区間は、サンルダム区域内にある道路であり、旭川開発建設部が設置した魚道施設に至る道路となっております。このため、旭川開発建設部と協議の上、サンルダム関係者以外の一般車両の通行ができない区間とする必要があることから、起点及び延長を変更するための廃止及び再認定を行うものであります。

また、21 世紀幹線、上名寄幹線、上名寄 14 線支線の 3 路線は、林道整備事業として整備した路線であり、補助金適正化法に基づく町道に移管することのできる 8 年を経過したことから、町道として認定するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 62 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 全員起立です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 全員起立です。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第15 議案第64号「令和4年度下川町一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第64号 令和4年度下川町一般会計補正予算(第10号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度一般会計の第10回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1億1,431万円を減額し、総額を55億3,591万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、補助事業の採択に伴うもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、民生費では、共生型住まいの場管理に係る経費、社会福祉事業基金積立金を、農林業費では、森林づくり基金等積立金を、教育費では、学校教育活動継続支援事業に係る経費、青少年育成基金積立金を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、町税、地方交付税、道支出金、繰入金などをそれぞれ計上しております。

次に、第2条の繰越明許費につきましては、「学校教育活動継続支援事業」について、補助事業の採択を受けて実施するものでありまして、令和4年度内に完了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定めて執行するものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、共生型住まいの場、サンル牧場、土壤改良施設の指定管理料の限度額を変更するものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、事業費の確定などによる変更となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 64 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 16 議案第 65 号「令和 4 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 65 号 令和 4 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町下水道事業特別会計の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 4,540 万円を減額し、総額を 3 億 3,365 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、下水道費で、時間外手当の不足により人件費を増額計上するほか、事業費の確定及び執行見込みに伴い、旅費、委託料、工事請負費、備品購入費を減額計上しております。

歳入におきましては、使用料を見込みにより減額するほか、事業費の執行見込みにより国庫支出金、町債を減額し、財源調整として繰入金を減額計上しております。

第 2 条の継続費の補正につきましては、「公営企業会計適用事業」において、事業費の執行見込みにより総額と年割額を変更するものでございます。

第 3 条の繰越明許費につきましては、「浄化センター整備事業」において、汚泥処理設備等改修工事に必要な半導体を使用する制御盤の納品遅れにより、本工事が 3 月末日までに完成することが困難であることから、工事請負費等の関連する経費を繰越明許費として予算に定めて執行するものでございます。

第 4 条の地方債の補正につきましては、事業費の執行見込みに伴う変更となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私から、議案第 65 号 令和 4 年度下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の概要につきまして、議案第 65 号説明資料に基づきまして説明を申し上げます。

この度の補正の要因につきましては、時間外手当の不足による人件費の補正及び事業の

確定によるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

下水道費の人件費では、職員の時間外手当として6万円を増額計上しております。

次に、一般管理費では、事業費の執行見込みにより普通旅費で4万円を減額しております。

次に、公営企業会計適用事業では、公営企業法適用化移行業務委託料につきまして、事業費の執行見込みにより総額で601万円減額するものです。内容につきましては、入札による減額でありまして、固定資産台帳整備委託業務として401万円の減額、地方公営企業法適用移行支援委託業務として200万円の減額となっております。

ここで、公営企業会計適用事業につきましては、議案19ページの第2表「継続費補正」の変更と関連がありますので、御説明いたします。

第2表の継続費補正でございます。公営企業会計適用事業は、令和4年度、5年度の2か年に渡る継続事業であり、当初予算は2か年総額748万円、各年度の割合は374万円となっております。入札等により2か年総額386万円となり、内訳といたしましては、地方公営企業法適用移行支援事業の年割額として、令和4年度が174万円、令和5年度が212万円になるものでございます。

次に、また概要書に戻りまして、下水道管渠等整備事業では、公共下水道公共枿等設置工事につきまして、今年度の事業実施がなかったことから、工事請負費で130万円を減額するものです。

次に、浄化センター維持管理事業では、事業費の確定及び執行見込みにより、総額で61万円減額するものです。内訳といたしましては、浄化センター管理委託料で44万円の減額、備品購入費で17万円の減額となっております。

次に、浄化センター整備事業につきましては、事業費の執行見込みより、総額で3,740万円減額するものです。内容につきましては、浄化センター汚泥処理設備等改修実施設計委託料につきまして、本年度は実施せず、来年度の実施に変更するものとして406万円を減額するものです。浄化センター汚泥処理設備等改修工事監理委託料では208万円の減額、浄化センター汚泥処理設備等改修工事では3,000万円の減額となっております、いずれも入札による減額となっております。

ここで、浄化センター整備事業につきましては、議案20ページの第3表「繰越明許費」と関係がありますので、御説明をいたします。

第3表の繰越明許費でございますが、浄化センター整備事業につきましては、翌年度に繰り越しできる予算の総額を1億4,800万円と設定しております。本年度の浄化センター整備事業につきましては、機械設備及び電気設備の改修工事併せて、工事監理委託業務におきまして実施しておりますが、各工事の施工業者より、機械設備では機械の半導体を使用するインバーター制御に関する部品が、電気工事では電気ユニット内の半導体を使用する電子部品の納品が遅延しており、納期は令和5年の夏から秋頃の見込みであるとの連絡があったことから、本年度中に完成することが困難であると判断し、浄化センター整備事業の工事に関する経費を繰越明許として予算に定め執行するものであります。内訳といたしましては、下川浄化センター汚泥処理設備等改修工事の機械工事として1,170万円、電気設備工事として1億3,130万円、工事監理委託業務として500万円、合わせて1億4,800

万円となります。

概要書の方に戻っていただきまして、次に、個別排水処理施設維持管理事業につきましては、事業費の確定見込みにより、管理委託料で10万円の減額となっております。

次に、歳入の予算でございますが、使用料につきましては、今後の収入見込みに伴いまして、総額で145万円を減額するもので、内訳といたしましては、下水道使用料で140万円の減額、個別排水処理施設使用料では5万円の減額となっております。

次に、国庫支出金につきましては、浄化センター整備事業費の確定見込みに伴いまして2,305万円の減額でございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金で、財源調整のため50万円を減額しております。

最後に、町債でございますが、執行見込みに伴いまして、公共下水道事業債で1,440万円の減額、公営企業会計適用債で600万円を減額しております。

以上で補正予算の概要とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、概要書の1ページの公営企業会計適用事業のところ…執行見込みによる減額なんですけれども、執行しなかった…執行できないよってということで、公営企業会計に移行する…全体のスケジュールに遅れが生じるんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） この執行は2か年にまたがるものでございまして、入札による減額となっておりますので、今年度も来年度も事業は継続して行われるということで、遅れるということはありません。以上です。

○2番（中田豪之助君） その説明でよく分かんないんですけども、2年間にわたる事業で…入札がなかったんですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 入札はございまして、2年間総額の入札ということになっておりますので、予算を減額したということになります。

○議長（近藤八郎君） 中田議員。

○2 番（中田豪之助君） そしたら、ちゃんとスケジュールどおりに 2 年間にわたる事業で入札があって、価格が安く済んだってということでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） そのとおりでございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 65 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 17 議案第 66 号「令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 66 号 令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 7 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 3,824 万円を減額し、総額を 5 億 1,818 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費で、事業費の執行見込みに伴い、一般管理費において、旅費、使用料及び賃借料を減額計上しております。

管理費では、事業費の確定及び執行見込みにより、需用費、役務費、工事請負費、備品購入費を減額計上しております。

建設費では、事業費の執行見込みにより、委託料、工事請負費を減額計上しております。

歳入におきましては、事業の確定及び執行見込みにより、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、町債を減額計上しているほか、浄水場整備事業に係る財源調整として、簡易水道施設基金繰入金を増額計上しております。

また、令和3年度決算に基づく令和4年度の簡易水道事業における消費税申告に誤りがあったことから、修正申告を行い、還付金の一部を国庫に返納すべく諸収入を減額計上しております。

第2条の継続費の補正につきましては、「公営企業会計適用事業」において、事業費の執行見込みにより、総額と年割額を変更するものでございます。「下川浄水場整備事業」においては、総額に変更はございませんが、令和4年度事業費の執行見込みと、令和5年度事業費の見込みにより、年割額を変更しております。

第3条の地方債の補正につきましては、事業費の執行見込みに伴う変更となっております。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私から、議案第66号 令和4年度簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）の概要につきまして、議案第66号説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定及び消費税修正申告による消費税等の還付金の補正となっております。

はじめに、歳出から御説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、総額で31万円減額するものです。内容につきましては、事業の確定見込みにより、普通旅費で7万円の減額、システム等借上料で24万円を減額しております。

次に、管理費についてですが、事業の執行見込みに伴いまして、下川浄水場維持管理事業の修繕費で31万円、一の橋浄水場維持管理事業の修繕費で10万円、手数料で35万円をそれぞれ減額しております。配給水施設維持管理事業では、事業の確定及び執行見込みに伴いまして476万円を減額するもので、内容は、修繕費で27万円、手数料で88万円、消火栓取替工事で16万円、量水器取替工事で58万円、西町第2増圧ポンプ室改修工事で143万円、施設整備備品で144万円をそれぞれ減額しております。修繕、手数料につきましては執行残、各種工事及び施設備品購入費につきましては入札による減額でございます。

次に、建設費の下川浄水場整備事業につきましては、事業費の執行見込みにより、総額

で3,241万円を減額するもので、内訳といたしましては、下川浄水場等建設工事監理業務等委託料として167万円、下川浄水場等建設工事として3,074万円をそれぞれ減額しております。

次に、歳入でございます。

分担金及び負担金につきましては、消火栓取替工事の確定に伴い、消防負担金として27万円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、今後の執行見込みに伴いまして、水道使用料180万円を減額するものでございます。

国庫支出金につきましては、下川浄水場整備事業の確定見込みに伴いまして888万円の減額でございます。

繰入金につきましては、下川浄水場整備事業の財源調整により、簡易水道施設基金繰入金11万円を増額しております。

諸収入につきましては、令和3年度の決算に基づく令和4年度の消費税申告に伴い、還付を受けております消費税及び地方消費税につきまして、申告内容に誤りがあったことから修正申告し、既に受けている還付金の一部を返納する必要があることから減額するものでございます。当初申告により、還付金総額は約509万円を既に受領しており、修正予定の還付金総額が296万円となることから、差額の213万円を還付金として国庫に返納する見込みであり、歳入予定額として230万円を減額しております。なお、今月中に修正申告を行い、還付金の返納手続を進めてまいります。

町債につきましては、事業の確定見込みに伴いまして、簡易水道事業債で2,510万円を減額しております。

次に、議案書の方を御覧いただきたいと思っております。議案書23ページ、第2表「継続費補正」について、御説明申し上げたいと思っております。

まず、「公営企業会計適用事業」についてですが、補正前の予算といたしましては、総額で748万円、各年度割の予算は374万円となっております。入札等により、2か年総額で586万円となっており、内訳として、地方公営企業法適用移行支援として4年度に374万円、5年度に212万円となるものです。

次に、浄水場整備事業につきましては、補正前と補正後で総額に変わりはありませんが、各年度の事業量により、補正後の各年度割は、令和4年度が2億3,459万円、5年度が13億4,592万円となっております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後 1 時 15 分まで休憩といたします。

休憩 午前 1 時 5 7 分

再開 午後 1 時 1 5 分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 18 議案第 67 号「令和 4 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 67 号 令和 4 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度介護保険特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 2,082 万円を減額し、歳入歳出総額を 5 億 9 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、事務事業の執行見込みにより、総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額計上しております。

歳入につきましては、保険給付費の執行見込みに係る道支出金、支払基金交付金を減額し、国庫支出金を増額計上するほか、繰入金により財源調整をしております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 483 万円を追加し、歳入歳出総額

を3億9,104万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、今後の執行見込みにより、総務費及び基金積立金を増額し、サービス事業費を減額計上しております。

歳入につきましては、今後のサービス見込みにより、サービス収入を減額計上し、寄附金、繰入金及び雑収入を増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第19 議案第68号「令和4年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 議案第68号 令和4年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度国民健康保険事業特別会計予算の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ6,824万円を減額し、総額を4億7,514万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、医療費等の執行見込みにより保険給付費を減額し、財源調整により基金積立金を減額、遡及による被保険者資格喪失等に伴い、保険税還付金を増額計上しております。

歳入につきましては、被保険者の異動により保険税を減額、歳出の補正に伴い、保険給付費等交付金を減額し、額の確定及び財源調整により繰入金を増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第20 議案第69号「令和4年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 69 号 令和 4 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 202 万円を減額し、総額を 6,393 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、保険料の減額見込みにより、北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担分を減額計上しております。

歳入につきましては、被保険者の異動に伴い、保険料を減額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 69 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 21 議案第 70 号「令和 4 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 70 号 令和 4 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町病院事業会計の第 4 回目の補正予算でありまして、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 2,627 万円減額し、収入総額を 5 億 905 万円とし、支出におきましては、病院事業費用を 371 万円増額し、支出総額を 5 億 8,424 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、入院患者数及び外来患者数の予定量に対する減少等により、医業収益を減額し、医業外収益では新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に伴う道補助金を、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に伴う国庫補助金等をそれぞれ増額補正するものであります。

支出におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴い給与費を増額し、医療機器の修繕及び新型コロナウイルス感染症対策により経費を増額補正するものであります。

なお、収益的支出に対する収益的収入が不足する額 7,520 万円につきましては、経費の削減に努め、不良債務が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、資本的収入におきましては 50 万円を増額し、収入総額を 4,352 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、病院事業に寄附をいただきましたことから、寄附金を計上するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 概要書の 1 ページにありましたが、今回、入院患者数、それから外来患者数の減に伴いまして、入院収益が 4,988 万円減少するというところでございます。

御案内のとおり、例年、減少に対しては、他会計…町からの補助金で対応するというのが通年であったかと思うんですが、町から 2 億 5,000 万円ぐらいが…マックス出てるんですが、今回、2 億 1,275 万円ということで、町からの補助金が出ないということがあります。どういうこれ…やり繰りをしたのかというのが第 1 点の質問です。

それから、議案書の 32 ページの債務負担行為…省エネルギー設備で、いわゆる LED に変えた…令和 5 年度から令和 11 年度、債務負担行為 1,024 万円が予算計上されております。

御案内のとおり、電気料が高騰する中で、経費の節減が期待される…LED によってですね…そんな中で、どういう効果があるのか。電気料の高騰もあるんでしょうけど、ワット数とかですね、どういう効果があるのかということ。それから、CO₂削減もあるのかな…ごめんなさい…ちょっと定かではないんですが、いずれにしても効果がどのぐらい発現されるのかということ、2 点質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
羽場病院事務長。

○町立病院事務長（羽場剛健君） ただいまの春日議員の御質問にお答えします。確かに入院収益はですね、コロナ感染症等によりまして、また、病院内におけるコロナ感染症の発生によりまして、入院患者数が減ったことに伴いまして収益が減っております。ただ、町からの補助金につきましては、春日議員の仰ったとおり…2億5,000万円ですとか…そういう額があったんですが、今年については…2億1,000万円ということですね、病院で持っている現金ですとか、流動資産を充当しまして、町全体で考えた時には、病院で…その中でやり繰りを…今年度はしようということで、町からの補助金は2億1,000万円程度に抑えたところでございます。

LEDにつきましては、9月の議会で補正の議決をいただいたものなんですけれども、電気料の根本的な高騰によりまして、単価的には上がっているんですが、ワット数でいきますと、同月の前年ベースで比べますと、12月の段階では、去年は15,490kWh、今年度の12月については13,433kWhということで、2,000kWhの削減につながっているところでございます。次に、1月ベースにおきましては、去年16,361kWhが、今年度は13,824kWhということで、大体2,500前後のkWhが削減されてきております。ただ、電気料の根本的な単価が高騰していることによりまして、そこまでの…削減効果はあったんですけども…全体的な金額としては増額してしまったというのが結果でございます。

もう1点、CO₂につきましては、確かに…今まで蛍光管だったものをLEDに変えたことで、若干のCO₂の削減はあるかと思いますが、そこについては数字的なものは出しておりません。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第70号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第22 議案第71号「令和5年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第71号 令和5年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第6期下川町総合計画などに基づき、骨格予算とし、総額52億9,700万円、対前年度比1.0%増

で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で 19 億 7,120 万円を計上し、前年度対比 1.4%の減、投資的経費では 8 億 162 万円を計上し、前年度対比 1.6%の減、その他の経費では 25 億 2,418 万円を計上し、前年度対比 3.7%の増となります。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、自治体DX推進事務、ふるさと納税促進事業、SDGs普及展開事業、ゼロカーボン推進事業、危機管理対策事業、知事・道議、町長・町議選挙執行に係る経費を、民生費では、医療給付事業、高齢者見守り事業、認定こども園運営事業、山びこ学園運営事業を計上しております。

衛生費では、定期予防接種事業、がん検診事業、生活習慣予防事業、母子保健事業、廃棄物処理施設管理運営事業、墓地・火葬場施設等管理事業を、農林業費では、農業費で、農業振興事業、農業担い手対策事業、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手育成総合整備事業、農産物加工研究所運営事業を、林業費では、私有林整備支援事業、林業・林産業振興事業、有害鳥獣捕獲従事者確保事業、林道網整備事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、特定地域づくり事業、地域産業活性化支援事業、特用林産物栽培研究所運営事業を、土木費では、道路橋梁河川維持補修事業、橋梁長寿命化修繕事業、除排雪車両購入事業、快適住まいづくり促進事業、空き家対策総合支援事業、公営住宅整備事業を計上しております。

教育費では、下川商業高等学校入学促進事業及び卒業生就学資金助成事業、学校教材費等助成事業、GIGAスクール構想事業、生涯活躍！未来人材育成プログラム構築実証事業、図書室・児童室運営事業、スポーツ推進事業を計上しております。

一方、歳入では、町税で 7.0%増の 3 億 4,311 万円、地方交付税では 1.1%増の 28 億 6,000 万円を計上しております。また、国及び道支出金では 14.4%増の 6 億 8,141 万円を計上しております。

繰入金では、ふるさとづくり基金 1,500 万円、木質バイオマス削減効果活用基金 800 万円など、基金繰入金全体で 3,490 万円を計上しております。

町債では、投資的事業等に伴い 4 億 8,040 万円を計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為につきましては、下川町製材事業資金に関し、下川林産協同組合が北星信用金庫に対する債務の損失補償及び令和 5 年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡資金元利償還金について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

第 3 条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入れを予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第 4 条は、一時借入金の借入最高額を 17 億円に定めるものであります。

以上、令和 5 年度下川町一般会計予算の概要を申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第71号については、「予算審査特別委員会」を設置して、付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は「予算審査特別委員会」を設置し、同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、「予算審査特別委員会委員の選任」を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、

1番 齊藤好信 議員、

2番 中田豪之助 議員、

3番 大西 功 議員、

4番 春日隆司 議員、

5番 我孫子洋昌 議員、

6番 蓑谷春之 議員、

7番 小原仁興 議員、

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長(高屋鋪勝英君) お知らせいたします。

特別委員会委員は、応接室までお越しくくださるようお願いいたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時41分

○議長(近藤八郎君) それでは、休憩を解き、会議を再開します。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。
委員長には、5番 我孫子洋昌 議員、
副委員長には、4番 春日隆司 議員、
以上のとおり決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第23 議案第72号「令和5年度下川町下水道事業特別会計予算」、日程第24 議案第73号「令和5年度下川町簡易水道事業特別会計予算」、日程第25 議案第74号「令和5年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第26 議案第75号「令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」及び、日程第27 議案第76号「令和5年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 一括して提案理由を申し上げます。

議案第72号 令和5年度下川町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,963万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、下水道使用料のほか、国庫補助金、一般会計繰入金、下水道債等を計上しております。

次に、歳出におきましては、公共下水道費において、人件費のほか、浄化センター管理委託料、浄化センター汚泥処理設備等の改修に係る経費及び公営企業会計適用事業に係る経費等を、個別排水処理施設費では、個別排水処理施設維持管理委託料等を、公債費では、長期償還元金、利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入れを予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円に定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第73号 令和5年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,306万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、水道使用料のほか、国庫補助金、簡易水道債、繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、総務管理費において、人件費のほか、水道管路情報管理システムデータ更新委託料、公営企業会計適用事業に係る経費、簡易水道施設基金積立金等を、施設管理費では、浄水場管理委託料、消火栓取替工事及び量水器取替工事等を、建設事業費では、下川浄水場整備事業に係る経費を、公債費では、長期償還元金、利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入れを予定するものにつ

いて、目的、限度額等を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円に定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第74号 令和5年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活を安心して続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまして、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,931万円とするものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者介護保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、繰入金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、介護保険事業計画に基づく保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,947万円とするものであります。

歳入につきましては、サービス収入、繰入金、繰越金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、各種サービスに必要な事業費、基金積立金、公債費などを計上しております。

次に、地方自治法に定める一時借入金の限度額については、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定ともそれぞれ3,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第75号 令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,972万円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税のほか、道支出金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2条につきましては、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第76号 令和5年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,577万円とするものであります。

歳入におきましては、保険料、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上してお

ります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 72 号から議案第 76 号まで、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 28 議案第 77 号「令和 5 年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 77 号 令和 5 年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、超高齢化社会に対応した医療、介護、福祉等の総合的な視点をもって、町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、地域に適した医療提供体制を維持し、安定した病院運営を進めてまいりたいと考えております。

令和 5 年度の病院事業運営方針として、1 日平均患者数を入院では 30 人、外来では 65 人に設定し、診療体制につきましては、内科医師 2 名のほか、旭川医大等及び北海道地域医療振興財団からの医師派遣を継続し、安定した診療体制を図り、患者サービスの質の向上に努めてまいります。

さらに、診療機能の充実に向け、必要な医療器機等の整備を進めることとして、これに必要な費用を計上し、令和 5 年度の予算を編成した次第であります。

以下、その概要を申し上げますと、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額 5 億 6,176 万円を計上しております。

次に、支出につきましては、医業費用として、職員給与費、診療材料費、経費等で 6 億 670 万円を計上しております。

この結果、収益的収支において 4,494 万円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、経営方針、目標などを設定し、経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金に係る一般会計出資金のほか、器械備品購入費として一般会計負担金、国保会計からの他会計繰入金、

国庫補助金、企業債を合わせて収入総額 1,671 万円を計上しております。

また、支出におきましては、地域連携システムの更新など器械備品購入費のほか、企業債償還元金を含めて支出総額 2,285 万円を計上しております。

その結果、収支において 614 万円の不足となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填する計画であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 77 号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 29 報告第 7 号「環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 令和 4 年度の環境保全の状況と施策について、御報告申し上げます。

はじめに、「地球温暖化関係」につきましては、本町の総体面積の約 9 割を占めている森林は、人工林の適正な管理によって、二酸化炭素の吸収源として温室効果ガス削減に大きく貢献していることから、これまで取り組んできた循環型森林経営を基盤とする持続可能な森林づくりを継続し、二酸化炭素を持続的に吸収固定できる森林資源管理に努めてまいります。また、省エネルギー対策の推進とともに、地域資源である森林バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの利用により、今後も二酸化炭素排出の排出削減に努めてまいります。

次に、「水質汚濁関係」であります。本町を流れる各河川について、環境基本法に基づき、生活環境の保全に関する環境基準項目に関し水質調査を実施しており、全ての河川において環境基準を下回っているところであります。今後も継続して状況等の把握に努め、水質汚濁の防止に努めてまいりたいと思います。

「大気汚染関係」「騒音・振動関係」につきましては、特に問題は発生しておりませんが、各種調査による状況把握と監視・指導などにより、町民の快適な生活環境の確保に努めてまいります。

なお、本件につきましては、2 月 13 日に開催した環境保全対策審議会に諮り、御意見

を伺ったところであります。

最後になりますが、本町では、町民の皆さまをはじめ、関係団体などの御協力をいただき、様々な環境保全活動が実施されており、今後も町民、事業者、行政が一体として環境保全に努めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、環境保全の状況と施策についての報告とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告第7号を終わります。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、3月定例会議の再開は、3月14日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。以上です。

午後1時54分 散会